

第4回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
経済環境小委員会関係 協議附属資料

平成15年12月25日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

目 次

協議第 2 1 号	使用料、手数料等の取扱い	1
協議第 2 2 号	補助金、交付金等の取扱い	7
協議第 4 3 号	環境対策事業	22
協議第 4 4 号	農林水産関係事業	29

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目		使用料、手数料等の取扱い				
調整方針(案)		(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 (2)手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。				
項目	使用料 (円)				各項目の調整方針	
	一宮市		尾西市		木曾川町	
エコハウス138	区分		使用料			
	温水プール	普通 入場券	大人(中学生を除く15歳以上)	400		
			大人(小学生2年以下の方や心身障害者の方に同伴)	200		
			小学生・中学生	200		
		回数 入場券 (10回分)	大人(中学生を除く15歳以上)	3,000		
			大人(小学生2年以下の方や心身障害者の方に同伴)	1,500		
			小学生・中学生	1,500		
	トレーニングルーム		大人(中学生を除く15歳以上)	400		
			回数券(10回分)	3,000		
	※10:00~21:00 未就学児及び心身障害者の方は無料					
ゆうゆうのやかた	区分		使用料		●平成15年10月1日より市内在住の70歳以上のかたを対象に無料の日を設定。無料の日は毎週火曜から金曜日まで。 (ただし、祝休日にあたるときは除く。)	
	普通 入場券	一般	400			
		70歳以上の者 身体障害者手帳所有者 療養手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 小学生以下	200			
		一般	4,000			
	回数 入場券 (11回分)	70歳以上の者 身体障害者手帳所有者 療養手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 小学生以下	2,000			
		※11:00~21:00(入浴は正午から) 未就学児は無料				
		備品等の種類				使用料
	カラオケセット		1曲	100		
	陶芸窯		4時間まで	500		
			8時間まで	1,000		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)			各項目の調整方針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
勤労者の家	使用料(第11条第2項に規定するものを除く。)は無料とする。 勤労者の家の施設及び設備の目的外使用 会議室1室につき月額10,000円			現行どおりとする。
宮前三八市	無料 ただし広場の設備を使用する場合 (1)電気設備1日につき500円 (2)水道設備1日につき500円			現行どおりとする。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い				各項目の調整方針
項目	手 数 料 (円)				
	一宮市	尾西市	木曽川町		
鳥獣飼養登録票交付手数料	1件	4,600	1件	4,600	2市1町同じ料金のため、現行のとおりとする。
鳥獣飼養登録票更新手数料	1件	4,600	1件	4,600	
鳥獣飼養登録票再交付手数料	1件	4,600	1件	4,600	
墓地使用許可証の書替え又は再交付の手数料	1件	200	—	無料	合併時に一宮市の制度に合わせる。
計量法に基づく定期・随時検査手数料					合併時に一宮市の制度に合わせる。
ア 非自動はかりのうち、検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの					
100キログラム以下のもの	1個	1,400			
100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1個	1,800			
250キログラムを超え500キログラム以下のもの	1個	2,200			
500キログラムを超えるもの	1個	3,100			
イ 非自動はかりのうち、棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛りのみがあるもの	1個	250			
ウ ア及びイに掲げるもの以外の非自動はかり					
100キログラム以下のもの	1個	500			
100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1個	900			
250キログラムを超え500キログラム以下のもの	1個	1,500			
500キログラムを超え1トン以下のもの	1個	2,100			
1トンを超え2トン以下のもの	1個	3,700			
2トンを超え5トン以下のもの	1個	6,900			
5トンを超え10トン以下のもの	1個	10,700			
10トンを超え20トン以下のもの	1個	15,000			
20トンを超え30トン以下のもの	1個	19,100			
30トンを超え40トン以下のもの	1個	21,600			
40トンを超え50トン以下のもの	1個	29,800			
50トンを超えるもの	1個	51,200			
エ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1個	10			
オ 皮革面積計	1個	2,500			
※ただし、最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、アからウまでに定める金額の2倍に相当する額とする。					
計量管理の方法に関する検査手数料	1件	7,400			合併時に一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数			料 (円)		各 項 目 の 調 整 方 針	
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町				
農地基本台帳の証明手数料	1件	200	1件	無料	1件	無料	原則として無料とする。ただし、農用区域の証明手数料、生産緑地地区の証明手数料は1件200円とする。
農地法の提出証明手数料	1件	200	1件	無料	1件	無料	
農地法の受理証明手数料	1件	200	1件	200	1件	無料	
買受適格者証明手数料	1件	無料	1件	無料	1件	無料	
生産緑地に係る農業者の主たる従事者についての証明手数料	1件	無料	1件	200			
引き続き農業経営を行っている旨の証明手数料	1件	無料	1件	200	1件	無料	
相続税の納税猶予に関する適格者証明手数料	1件	無料	1件	200	1件	無料	
農用区域の証明手数料	1件	200	1件	200	1件	無料	
生産緑地地区の証明手数料	1件	200	1件	200			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	使用料、手数料等の取扱い		
先 進 事 例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	廿日市市	H15. 3. 1	(1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。 (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。 (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。 (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。
	新居浜市	H15. 4. 1	1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
	山県市	H15. 4. 1	(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 (2) 手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。
	田原市	H15. 8. 20	使用料及び手数料等については、原則として田原町の制度に統一するものとする。ただし、両町で差異のある使用料及び手数料等については、適正な料金となるよう調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	使用料、手数料等の取扱い
関 係 法 令	<p>◎地方自治法(抄) (使用料) 第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</p> <p>(手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p> <p>第238条の4 1～3 《略》 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 5 《略》 6 《略》</p>
備 考	<p>【使用料の考え方】 使用料は、施設利用の対価であり、施設内容及び建設年度などにより、施設ごとに料金の格差があるのは当然であり、また、これまでの各市町の使用料に対する考え方（算定基準など）や経緯を踏まえ、原則として現行のとおりとする。しかし、一方で各市町の同一又は類似する施設の使用料については、統一する視点（バランス）も必要であり、調整を図る必要があると考える。</p> <p>【手数料の考え方】 手数料は、役務の対価であり、同一のサービスに対する料金は、同一であることが基本である。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い			
調整方針(案)	補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。 (1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。 (2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 (3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 最新規制適合車等早期代替促進補助金	(目的・対象者・内容) 大気環境の改善に寄与するため、中小企業の事業者及び自動車リース事業者が、自動車NOx・PM法の規制対象自動車を2年以上前倒しして、最新規制適合車等へ早期代替を行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 (補助額) 補助対象事業に要する自動車本体の購入経費及び仮装に要する経費の合計額の10%で、1台につき1,000千円を限度とする。1事業所2台まで申し込み可。	(目的・対象者・内容) 大気環境の改善に寄与するため、中小企業の事業者及び自動車リース事業者が、自動車NOx・PM法の規制対象自動車を2年以上前倒しして、最新規制適合車等へ早期代替を行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 (補助額) 補助対象事業に要する自動車本体の購入経費及び仮装に要する経費の合計額の10%で、1台につき500千円を限度とする。1事業所2台まで申し込み可。	(目的・対象者・内容) 大気環境の改善に寄与するため、中小企業の事業者及び自動車リース事業者が、自動車NOx・PM法の規制対象自動車を2年以上前倒しして、最新規制適合車等へ早期代替を行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 (補助額) 補助対象事業に要する自動車本体の購入経費及び仮装に要する経費の合計額の10%で、1台につき1,000千円を限度とする。1事業所1台まで申し込み可。	国・県の動向を見て新市において調整する。
2. 農業後継者育成事業補助金	(目的) 農業後継者が組織する団体を育成することにより、地域農業の活性化に寄与する。 (対象者) 一宮市4Hクラブ (内容) プロジェクトの展示会、即売会、実績発表会、先進地視察研修の実施。 (補助実績) 90,000円	(目的) 日常において農業栽培技術を身につけ、頭脳を磨き、精神力を養い、健康を増進し、社会経済の変化にも対応できる農業者となること。 (対象者) 尾西市4Hクラブ (内容) プロジェクト活動、仲間づくり、地域への奉仕活動やPR活動 (補助実績) 40,000円		現行の補助実績を考慮し新市において調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
3. 水田農業経営確立対策促進事業補助金	<p>(目的・内容) 転作等の態様に応じて助成金を交付することにより、水田農業経営確立対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(対象者) 農家</p> <p>(補助率等)</p> <p>(1) 転作等促進助成 補助単価 1,500円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般作物、永年性作物等 ・特例作物 ・調整水田 ・保全管理等 <p>(2) 景観形成作物団地化促進助成 補助単価 20,000円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成作物(1団50a以上) <p>(補助実績) 1,494,863円</p>	<p>(目的・内容) 転作等の態様に応じて助成金を交付することにより、水田農業経営確立対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(対象者) 農家</p> <p>(補助率等)</p> <p>(1) 農業用水賦課金補助金 宮田用水賦課金の2/3相当額</p> <p>(2) 稲作推進集落特別補助金 (100%達成集落のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・200円/戸 ・1,300円/10a <p>(3) 稲作転換種子購入費補助金 種子購入費相当額</p> <p>(4) 集団転作団地化促進補助金 連担団地が30a以上で5,000円/10a</p> <p>(5) 転作等助成補助金</p> <p>一般作物等助成金2,000円/10a 調整水田等助成金1,000円/10a</p> <p>(6) 生産組合推進報奨金 650円/10a</p> <p>(補助実績) 4,178,673円</p>	<p>(目的・内容) 転作等の態様に応じて助成金を交付することにより、水田農業経営確立対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(対象者) 農家</p> <p>(補助率等)</p> <p>集団転作(10a当り)</p> <p>30a~1ha未満 8,000円 1ha~1.5ha未満 10,000円 1.5ha以上 20,000円</p> <p>(補助実績) 503,464円</p>	各市町の現行事業を新しい事業に統合する。
4. 代払事業促進事業補助金	<p>(目的) 卸売業を営む者等の育成を図り、生鮮食料品の流通の円滑化と市民への安定供給に寄与する。</p> <p>(対象者) 一宮食品商業共同組合 ア、代金決済代行事業補助(補助率1/3) 出荷物の代金決済代行の迅速化及び取引業務の合理化に効果。 (補助実績) 2,000,000円 イ、代払保険加入促進事業補助(補助率2/3) 仕入れ代金支払債務保証制度に加入することで、組合債権の保全を図ることができ、代払制度の健全な運営に効果。 (補助実績) 1,378,000円</p>			現行のとおりとする。
5. 玉葱種子採種事業補助金			<p>(目的・対象者) 木曾川町玉葱採種組合が行う主要作物の種子採種事業の実施に対して補助を行っている</p> <p>(内容) 年2回組合員の各ほ場を見て回り、病害の状況を把握し、農協・普及課・専門の先生を招き処置方法など組合員に指導・助言を頂いている。組合員として、行うことによって種子の買取価格・農薬代・養蜂費等効率よく行っている。 (補助実績) 210,000円</p>	現行のとおりとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
6. いちのみや緑と花の診療所事業補助金	<p>(目的) 植木・花き生産振興、栽培技術の向上並びに市民緑化の啓発活動に寄与。 (対象者) いちのみや緑と花の診療所 (現況)</p> <p>1 樹木診療防除業務 ・件数：547件</p> <p>2 園芸アドバイザー派遣業務 ・件数：31件</p> <p>(補助率) 1/2以内 (補助実績) 1,873,000円</p>			<p>現行のとおりとする。</p>
7. 離職者職業訓練助成金	<p>(目的・対象者) 一宮市在住の離職者が将来の就職条件向上の目的をもって技能習得のため、一宮公共職業安定所長の指示で、公共職業能力開発施設に学ぶ場合に助成し、離職者の自立と就職の安定に寄与。</p> <p>(補助額) 月額2,500円を訓練期間の月数に応じて支給。 (補助実績) 1,980,000円</p>			<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>
8. 一宮地域職業訓練センター管理公社補助金	<p>(目的) 勤労者及び地域住民の能力開発を図るため職業訓練、専門技能の養成向上の場として厚生労働省、雇用促進事業団が設置した一宮地域職業訓練センターを、愛知県より委託を受け管理運営にあっている財団法人一宮地域職業訓練センター管理公社に運営費の補助を行う。</p> <p>(支給実績) 38,496,869円</p>			<p>現行のとおりとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
9. 中小企業倒産防止共済掛金助成金		<p>(目的) 中小企業倒産防止共済掛金の一部を助成することにより加入の促進をはかるとともに、取引先に不測の事態が生じたときの連鎖倒産を防止することにより、中小企業者の経営安定に寄与する。</p> <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有する者 ・共済掛金を1ヶ月以上納付している者 ・助成の交付を一度も受けたことのない者 <p>(期間) 当該年度とその翌年の2カ年間</p> <p>(助成額) 該当年度内に納付した月数の掛金総額の平均月額の30%ただし、100円未満切り捨て20,000円を限度とする。</p> <p>実績 (H12) 101件 (H13) 110件 (H14) 33件 211,500円</p>		合併時に制度を廃止する。
10. 商工会議所・商工会補助金	<p>(目的) 経営指導員、専門相談員、振興委員等による経営全般にわたる相談指導を通じて小規模企業の振興を図っている中小企業相談所に助成することにより、中小企業の経営の安定化と健全化に資する。</p> <p>(対象) 一宮商工会議所(中小企業相談所) (負担金額) 3,850,000円</p>	<p>(目的) 愛知県の小規模事業指導費補助金交付要綱に従い尾西市商工会が経営又は技術の改善及び向上を目的とする事業に必要な経費の一部を補助し、もって小規模事業者の振興と安定に寄与する。</p> <p>(対象事業) 県交付要綱に従い実施する経営改善普及事業。</p> <p>(補助金額) 商工会の当該年度決算額から県補助金を差引いた残額の40%以内とする。ただし、市予算の範囲内とする。</p> <p>(補助実績) 12,500,000円</p>	<p>(目的) 商工会の行う町内商工業者の経営又は技術の改善を図るために要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することにより商工業者の振興と安定に寄与することを目的とする。</p> <p>(補助金交付の対象) 地域総合振興事業費・経営改善普及事業指導職員人件費・経営改善普及事業指導事業費・管理費について、必要な経費であって、町長が必要かつ適当と認めるもの。</p> <p>(補助額) 地域総合振興事業費・管理費は査定額の1/2以内、経営改善普及事業指導職員人件費・経営改善普及事業指導事業費は査定額以内</p> <p>(補助実績) 16,500,000円</p>	新市において一定期間内に調整する。
11. 繊維産業高度化地区組織補助金		<p>(目的・対象) 繊維産業中小企業者の組織化を促進し、繊維産業の体質改善、経営の合理化をはかり、もって高度化を促進するために、市内で繊維産業を営む企業者で組織された地区団体が体質改善・高度化のために年度内に行う事業に対し予算の範囲内において補助する。</p> <p>(対象者) 市内で繊維産業を営む企業者で組織された地区団体</p> <p>(補助実績) 13組合 1,300千円</p>		合併時に制度を廃止する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
12. 中小企業振興 融資補助金	<p>(目的・対象者) 商工業振興資金の融資を実行した者に対し、信用保証料を予算の範囲内において助成することにより、中小企業者の負担軽減と事業の振興に寄与。</p> <p>(補助実績)</p> <p>1. 商工業振興資金</p> <p>(1) 通常資金 80%</p> <p>H14実績 125件・26,183,900円</p> <p>(2) 特別小口資金 100%</p> <p>H14実績 513件・29,574,700円</p> <p>2. 一宮市小口事業資金 100%</p> <p>H14実績 13件・277,100円</p> <p>3. 倒産防止資金 100%</p> <p>H14実績 0件</p> <p>4. 経済環境適応資金</p> <p>(1) 経営安定資金 100%</p> <p>(市認定分)</p> <p>H14実績 215件・112,107,300円</p> <p>(2) 開業支援資金 80%</p> <p>H14実績・0件</p> <p>(3) 新事業創出促進資金 80%</p> <p>H14実績・0件</p>	<p>(目的・対象者) 商工業振興資金の融資を実行した者に対し、信用保証料を予算の範囲内において助成することにより、中小企業者の負担軽減と事業の振興に寄与。</p> <p>(補助実績)</p> <p>(1) 通常資金 50%</p> <p>H14実績 19件・4,564,300円</p> <p>(2) 特別小口資金 100%</p> <p>H14実績 159件・12,691,200円</p>	<p>(目的・対象者) 商工業振興資金の融資を実行した者に対し、信用保証料を予算の範囲内において助成することにより、中小企業者の負担軽減と事業の振興に寄与。</p> <p>補助額(融資金額)</p> <p>(補助率)</p> <p>1,000万円以下 100%</p> <p>1,000万円超~2,000万円以下 60%</p> <p>2,000万円超 40%</p> <p>(補助実績)</p> <p>58件・4,056,000円</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
13. 中小企業振興 融資利子補給補助金	<p>(目的・対象) 市内に事務所若しくは事業所を有するものに対し、利子の一部を予算の範囲内で補助することにより、中小企業者の負担軽減と事業の振興に寄与することを目的。</p> <p>○当初1年間にかかる利子分</p> <p>1. 商工業振興資金 融資期間、3年以上で、 かつ、1,250万円以下の 融資実行者 40% H14実績 547件・10,482,235円</p> <p>2. 一宮市小口事業資金 融資期間、3年以上で、 かつ、200万円以下の 融資実行者 40% H14実績 16件・119,700円</p> <p>3. 一宮市開業資金 融資期間、3年以上で、 かつ、1,000万円以下の 融資実行者 100% H14実績 0件</p> <p>4. 国民生活金融公庫普通 貸付資金 融資期間、3年以上で、 かつ、1,250万円以下の 融資実行者 40% H14実績 11件・143,000円</p> <p>5. 国民金融公庫小企業等経営 改善資金 融資期間、3年以上で、 かつ、1,250万円以下の 融資実行者 40% H14実績 20件・356,900円</p> <p>6. 経済環境適応資金 (1) 倒産防止資金(市認定分) 融資期間、3年以上で、 かつ、1,000万円以下の 融資実行者 100% H14実績 1件・130,100円</p>	<p>(目的・対象) 市内に事務所若しくは事業所を有するものに対し、利子の一部を予算の範囲内で補助することにより、中小企業者の負担軽減と事業の振興に寄与することを目的。</p> <p>○当初1年間にかかる利子分</p> <p>1. 商工業振興資金 融資総額 1,250万円以下で あり、同一業種で1年4ヶ月以上 の事業実績と3ヶ月の月平均 均売上高が前年同期の月平均 均売上高に比べ減少している 融資実行者当初1年間の利子の 40% H14実績 101件・2,220,400円</p> <p>5. 国民生活金融公庫小企業等経営改善 資金融資臨時利子補給助成金 融資総額 550万円以下であり 同一業種で1年4ヶ月以上の事 業実績と3ヶ月の月平均売上高 が前年同期の月平均売上高に 比べ減少している融資実行者 当初1年間の利子の40% H14実績 33件・705,000円</p>	<p>(目的・対象) 町内に事務所若しくは事業所を有するものに対し、利子の一部を予算の範囲内で補助することにより、中小企業者の負担軽減と事業の振興に寄与することを目的。</p> <p>○当初1年間にかかる利子分</p> <p>1. 商工業振興資金 融資期間、3年以上で、 かつ、1,000万円以下の 融資実行者 40% H14実績 19件・361,300円</p> <p>5. 国金経営改善貸付資金利子補給補助金 融資期間、3年以上で、 かつ、550万円以下の 融資実行者 50% H14実績 14件・270,300円</p>	合併時に一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>(2) 経営安定資金(市認定分)</p> <p>①再生手続開始申立等関係(1号) 融資期間、3年以上で、 かつ、1,000万円以下 の融資実行者 40% H14実績 0件</p> <p>②不況業種関係(5号) 融資期間、3年以上で、 かつ、1,000万円以下 の融資実行者 40% H14実績 72件・2,587,700円</p> <p>(3) 開業支援資金 融資期間、3年以上で、 かつ、1,000万円以下 の融資実行者 40% H14実績 0件</p> <p>(4) 新事業創出促進資金 融資期間、3年以上で、 かつ、1,000万円以下 の融資実行者 40% H14実績 0件</p>			
<p>14. 繊維品工業先端技術設備等導入促進利子補給補助金</p>	<p>(目的・対象) 愛知県経済環境適応資金融資制度のうち、企業活性化資金の融資を受け、先端技術設備・情報機器の導入、新技術の導入や研究開発、及びコスト低減のため合理化・省力化を図った中小企業に属する繊維品工業者に対し、その融資に係る支払利子の一部を補助する。 (補助率) 融資を受けた月を含む12ヶ月又は24ヶ月に係る利子額の1/2 (補助実績) 0円</p>			<p>合併時に制度を廃止する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
<p>15. ジャパン・テキスタイル・コンテスト事業補助金</p>	<p>(目的)「尾州産地」が、生活と文化に関わるファッションの情報発信拠点として発展するとともに、テキスタイルの重要性をアピールし、尾州地域の業界の振興を図る。 (事業内容) ○テキスタイル・コンテスト 次代のテキスタイル産業を担う人材の発掘・育成 ○ユーロ・テキスタイル・ビジョン トレンドに基づいた高付加価値の物づくりを学び、尾州からの情報発信を目指す。 (主催) ジャパン・テキスタイル・コンテスト開催委員会</p> <p>(会長) 一宮市長 谷 一夫 (構成団体) 愛知県、一宮市、一宮商工会議所、尾西毛織工業協同組合、一宮繊維卸商団体連合会、(社)尾西化合織貿易振興会、(財)一宮地場産業ファッションデザインセンター (分担金) 37,220千円</p>	<p>一宮市に同じ ・協賛金：50千円</p>		<p>現行のとおりとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
16. 繊維設備近代化促進助成金		<p>(目的・内容) 尾西市の繊維工業の中小企業者が企業の合理化を図り、設備の近代化を促進するために設備を新設及び入替えた者に対し助成金を交付 (助成対象者) (1) 市内に事業所を有する中小企業者で次の要綱を具備するもの ・当該設備を市内に設置して使用する者 ・同一事業を2年以上営んでいる者 ・当該設備の設置申告がなされている者 ・常用従業員が50人以下 ・市税を完納している者 ・同一設備で尾西市小規模企業者等設備導入資金助成金を受けたことの無い者 (2) 対象となる設備(中古設備は対象外) ・織物織機、整経機、織物用糸巻機、タイピングマシン、ドビー機、ジャガード機 ・撚糸機、撚糸用巻糸機、熱処理機、仮より機 ・連続精練漂白機、自動染色機、水洗機、スクリーン捺染機、シルケット機、蒸熱機、熱交換器、脱水機 ・ニット編機、自動多頭式刺しゅう機 (助成金及び限度額) ・固定資産税額の2ヵ年分、ただし工業専用地域に進出した者は5ヵ年分 (助成実績) 675,800円</p>		合併時に制度を廃止する。ただし全産業に対応可能な小規模企業者等設備導入資金への転換が可能である。
17. 小規模企業者等設備導入資金	<p>(助成金及び限度額) (1) 助成金の額は、小規模企業者等設備導入資金の査定額の4分の1に相当する設備額の5パーセント以内とする。 (2) 助成金交付時期は、申請された年度末までとし、交付期日は市長が定める。 (助成実績) H14 0件</p>	<p>(目的) 尾西市の小規模企業者等が企業の合理化並びに経営基盤の強化を図るために新設及び入替えた設備に対し助成金を交付し、本市小規模企業等の振興に寄与することを目的。 (対象) (1) 市内に事業所を有する小規模企業者等で、同一事業を1年以上継続して営んでいるもの (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)に基づく設備資金の貸付を受けた設備を市内で設置し、その設置申告がなされているもの (3) 同一設備で、尾西市繊維設備近代化助成金の交付を受けていないもの (4) 市税を完納しているもの</p>	<p>(目的) 小規模企業者等の設備の導入を促進するため、必要とする資金を所属団体を経て財団法人愛知県中小企業振興公社より設備資金貸付又は設備貸与を受けた場合、所属団体に対してその融資額又は貸与料の一部を予算の範囲内で補助する。 (対象) 愛知県小規模企業者等設備導入資金(以下「設備導入資金」という。)の設備資金貸付又は設備貸与を受けて町内に設備を設置した小規模企業者等の所属する団体 (補助金の額) (1) 前年度、町内に設備を設置したものに係る設備資金貸付の融資額に2%を乗じた額 (2) 前年度、町内に設備を設置した設備貸与の設備価格(貸与料)に1%を乗じた額 (補助実績) H14 0件</p>	新市において一定期間内に調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い					
項目	一宮市	(千円)	尾西市	(千円)	木曾川町	(千円)
1. 農林水産	農漁業近代化資金利子補給事業補助金	4,838	農漁業近代化資金利子等補給補助金	450	農漁業近代化資金利子補給事業補助金	209
	農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金	30				
	農業後継者育成事業補助金	90	農業団体等指導推進費補助金内 (農業後継者育成事業補助金)	(40)		
	女性農業者会議支援事業(直接費)	111	農業団体等指導推進費補助金内 (女性農業者会議支援事業補助金)	(50)	生活改善研修事業補助金	80
	有害鳥獣駆除に関する事務(委託)	777	有害鳥獣駆除事業補助金	539		
	家畜防疫対策事業補助金	1,208	家畜伝染病防疫事業補助金	1	家畜防疫対策事業補助金	0
	園芸用廃プラスチック適正処理対策事業補助金	1,131	園芸用廃プラスチック適正処理対策事業補助金	95		
	水田農業経営確立対策事務交付金	1,399	農協指導推進費補助金	382	農業協同組合推進費負担金	157
	水田農業経営確立対策促進事業補助金	1,494	農業用水賦課金補助金(2,570) 転作推進集落特別補助金(343) 稲作転換種子購入費補助金(143) 集団転作団地化促進補助金(18) 転作等助成金(409) 生産組合推進報償費(695)	4,178	水田農業経営確立対策事業補助金	503
	内水面漁業活動推進事業補助金	310				
	卸売業者集荷促進事業補助金	5,237				
	代払事業促進事業補助金	3,378				
	買受人加入促進事業補助金	3,255				
	新技術の開発等調査研究事業補助金	177				
	地場農産物産地振興施設機械整備事業補助金	0				
	野菜価格安定事業補助金	351				
	いちのみや緑と花の診療所事業補助金	1,873				
	鶏卵価格安定事業補助金	1,737				
	水稻栽培環境対策事業(H15新規)					
				主要農作物採種事業補助金	0	
					玉葱種子採種事業補助金	210
			農業団体等指導推進費補助金	310	農畜産物直接販売事業補助金	50
					農業生産の省力高率化推進事業補助金	110

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)
2. 商工観光			
中高年齢者雇用奨励金	6,660	高年齢者雇用開発奨励交付金	0
障害者特別雇用奨励金	5,527	心身障害者特別雇用奨励交付金	48
離職者職業訓練助成金	1,980		
一宮地域職業訓練センター管理公社補助金	38,496		
中小企業退職金・特定退職金共済事業加入促進補助金	1,368	中小企業退職金共済加入促進補助金	127
認定職業訓練補助金	2,798	一宮職業訓練協会運営費補助金	30
一宮地方労働推進協議会補助金	1,700		
		尾西市青少年育成協議会補助金	700
愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助金	600	愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部補助金	150
		中小企業倒産防止共済掛金助成金	211
		尾西市労務会補助金	300
企業立地奨励補助金	0		
商工団体等事業補助金 共同施設事業	7,049	街路灯設置費補助金	0
商工団体等事業補助金 共同事業	27,272	商工会補助金 尾商連補助	317
商工団体等事業補助金 街路灯等電灯料補助事業	6,693	街路灯等電灯料補助金	1,338
商工団体等事業補助金 道路占用料補助事業	951		
商工団体等事業補助金 空き店舗活用事業	3,413		
商工団体等事業補助金 新商店街推進計画策定費補助事業	0		
			大型店進出対策補助金 (H15新規)
商業団体駐車場設置事業費補助金	1,677		
商業インキュベータ支援事業補助金	6,904		
商業基盤施設整備費等補助金	30,301		
商店街店舗リニューアル事業補助金	535		
I S O取得支援事業補助金	3,097		中小商工業者等活性化支援事業 (H15新規)
中小企業相談所補助金	3,850	商工会運営費補助金	12,500
		商工会補助金 びさいまつり	24,480
		商工会補助金 夏祭り	15,969
		商工会補助金 冬の夜の電飾祭り	2,967
		商工会補助金 あじさいまつり	100
		商工会補助金 服飾文化祭	400
小規模事業経営支援事業補助金 (H15新規)			
			商工会事業費補助金 16,500

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)
商業活動促進特別支援事業補助金	1,111		
		繊維産業振興事業補助金 国内見本市 (250) 海外見本市 (0) 海外市場調査 (0)	
			国内見本市出品事業補助金 100
海外貿易見本市参加等事業補助金	400		海外見本市出品事業補助金 0
海外貿易見本市参加等事業補助金	1,118		
海外経済状況調査事業補助金	331		
		繊維産業後継者研修補助金 (国内)	
尾州ビジョン開催事業補助金	2,500	尾州ビジョン事業補助金	尾州スタッフ開催事業補助金 500
繊維製品品質表示事業補助金	300		
繊維産業高度化推進事業補助金	1,326	尾西毛織物振興事業費補助金 600	
		繊維産業高度化地区組織補助金 1,300	
		輸出振興事業補助金 海外宣伝用化合繊維服地見本帳頒布事業 (50) ジャパンテキスタイル協賛金 (50)	
一宮市繊維新商品開発事業補助金	9,066		
一宮市織物宣伝展事業補助金	0		
繊維品工業先端技術設備等導入促進利子補給補助金	0		
ジャパン・テキスタイル・コンテスト事業補助金	37,220	輸出振興事業補助金内 (ジャパンテキスタイル協賛金) (50)	
		繊維設備近代化促進助成金 675	
		尾西市小規模企業者等設備導入資金 0	小規模企業者等設備導入促進事業補助金 0
			一豊まつり (委託料) 5,000
商工業振興資金 (融資補助)	55,758	商工業振興資金融資保証料助成金 17,255	商工業振興資金 (融資補助) 4,056
一宮市小口事業資金 (融資補助)	277		
倒産防止資金 (融資補助)	0		
経済環境適応資金 (融資補助)	112,384		
中小企業振興融資利子補給補助	13,819	商工業振興資金融資臨時利子補給助成金 2,220	商工業振興資金 (利子補給) 361
中小企業振興融資利子補給補助内 (国民生活金融公庫普通貸付資金)	(143)	国民生活金融公庫小企業等経営改善資金融資臨時利子補給助成金 705	国金経営改善貸付資金利子補給補助金 270
消費生活改善事業補助金	96	消費生活改善事業 (委託金) 110	消費生活学校補助金 70

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)			
3. 環境	公害防除施設整備資金利子補給補助金	201	公害防除施設整備資金利子補給補助金	1		
	最新規制適合車等早期代替促進補助金	10,000	最新規制適合車等早期代替促進補助金(H15新規)	最新規制適合車等早期代替促進補助金(H15新規)		
	生ごみ簡易堆肥化容器購入補助金	345	生ごみ堆肥化容器設置補助金	75	生ごみ簡易堆肥化容器購入補助金	42
	生ごみ発酵用密閉容器購入補助金	132				
	電動生ごみ処理機購入補助金	8,682	電動生ごみ処理機購入補助金	976	電動生ごみ処理機購入補助金	812
	資源回収品助成金	49,103	資源再利用推進奨励金	14,107	資源回収品助成金	9,448
	資源回収推進協議会交付金	1,595				
	資源回収事業交付金(再生資源共同組合)	168,735			資源回収事業費交付金(木曾川町再生資源協会)	37,729
	合併処理浄化槽設置補助事業補助金	244,710	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	21,854	合併処理浄化槽設置補助金	15,543
	し尿汲取料助成負担金	108,087			し尿汲取料助成負担金	7,121
			浄化槽汚泥運搬処理助成金	10,290		
	浸水世帯汲取料助成金	175				

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については以下のとおりとする。 1. 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2. 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 3. 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。
	廿日市市	H15.3.1	(1) 3市町村で同一又は同種の団体に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。 (2) 3市町村独自の団体に対する補助制度については、現行のとおりとする。 (3) 3市町村で同一又は同種の事業に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、統一により事業の実施に大きな影響を及ぼすものについては、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。 (4) 3市町村独自の事業に対する補助制度については、現行のとおりとする。 (5) 上記の場合であっても、整理統合できる補助制度については、廃止する方向で調整を図る。 (6) 各補助金・交付金については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。
	山口市	H15.4.1	各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。 (1) 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 (2) 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 (3) 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。
	新発田市	H15.7.7	両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し次のとおり調整する。 ・両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。 両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。 他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	補助金、交付金等の取扱い
関係法令	<p>地方自治法 （抄）</p> <p>（寄附又は補助）</p> <p>第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p>
	<p>【補助金について】</p> <p>補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。</p> <p>【交付金について】</p> <p>法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務に委託している場合において当該事務の報償として一方的に交付するものをいう。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 環境分科会

協議項目	環境対策事業			
調整方針(案)	原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において調整・再編する。 (1) ごみ処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。 (2) 生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電動生ごみ処理機の限度額は尾西市・木曾川町に合わせるものとする。 (3) し尿処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。 (4) 合併処理浄化槽設置補助金については、尾西市の制度に合わせるものとする。 (5) 火葬料金の市民の利用料は一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は尾西市の制度に合わせるものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1、ごみ分別事業	5種18分別 1、燃やせるごみ 2、燃やせないごみ 3、粗大ごみ 4、資源ごみ(紙類(5分別)、布類、鉄類(2分別)、ガラスビン類(4分別)、ペットボトル、白色トレイ) 5、有害ごみ(乾電池、蛍光灯、その他)	5種13分別 1、燃えるごみ 2、燃えないごみ 3、粗大ごみ 4、資源ごみ(紙類(4分別)、古衣服類、空き缶類、空きビン類、ペットボトル) 5、有害ごみ(乾電池、体温計)	5種23分別 1、燃やせるごみ 2、埋立ごみ 3、粗大ごみ 4、資源ごみ(紙類(5分別)、布類、鉄類(5分別)、ガラスビン類(3分別)、ペットボトル、発泡スチロール製トレイ(3分別)、プラスチック製容器包装) 5、有害ごみ(乾電池、蛍光灯、使い捨てライター)	新市において、一定の猶予期間を置き調整する。(予定3年後) またそれを踏まえて全域に対し周知していく。
2、ごみ出し袋	透明または白色半透明	市指定袋(3種類) 20ℓ 10.5円/枚 30ℓ 15.75円/枚 45ℓ 21.0円/枚 平成15年10月より指定ごみ袋を各世帯へ無料配布	透明または白色半透明	合併時には一宮市にあわせ、ごみ分別等も含め新方式を調整する。(予定3年後)
3、収集回数	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 週1回 ・粗大ごみ 申し込み ・資源ごみ 月1回 ・有害ごみ 月1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 月2回 ・粗大ごみ 申し込み ・資源ごみ 月2回 ・有害ごみ 年6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ 週2回 ・埋立ごみ 月2回 ・粗大ごみ 申し込み ・資源ごみ 月1回 ・有害ごみ 月1回 ・プラごみ 月2回 ・発泡トレイ 週1回 	新市において、一定の猶予期間を置き調整する。(予定3年後)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
4、収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ステーション方式 ・不燃ごみ ステーション方式 ・粗大ごみ 有料戸別収集方式 ・資源ごみ 拠点回収方式 ・有害ごみ 拠点回収方式 <p>ごみステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ 約7,500箇所 ・不燃ごみ 約2,000箇所 <p>拠点回収箇所 587箇所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ステーション方式 ・不燃ごみ ステーション方式 ・粗大ごみ 有料戸別収集方式 ・資源ごみ ステーション方式 ・有害ごみ ステーション方式 <p>ごみステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ 約4,500箇所 ・不燃ごみ 約 300箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ステーション方式 ・埋立ごみ ステーション方式 ・粗大ごみ 有料戸別収集方式 ・資源ごみ 拠点回収方式 ・有害ごみ 拠点回収方式 ・プラごみ ステーション方式 ・発泡トレイ 拠点回収方式(16箇所) <p>ごみステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃・埋立・プラスチックごみ 約800箇所 <p>拠点回収箇所 79箇所</p>	<p>新市において、一定の猶予期間を置き調整する。(予定3年後)</p>
5、粗大ごみ	<p>有料戸別収集方式 800円/個</p>	<p>有料戸別収集方式 1,050円/個</p>	<p>有料戸別収集方式 800円/個</p>	<p>一宮市・木曾川町に合わせる。</p>
6、ごみ受入	<p>ごみ処分手数料</p> <p>一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：20kgにつき160円 不燃ごみ：20kgにつき80円 <p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：20kgにつき200円 不燃ごみ：20kgにつき100円 <p>計量の都度80kgを控除</p>	<p>ごみ処分手数料</p> <p>一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：10kgにつき100円 不燃ごみ：10kgにつき100円 <p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：10kgにつき100円 	<p>ごみ処分手数料</p> <p>一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：20kgにつき160円 <p>計量の都度80kgを控除</p>	<p>受入れ基準は、新市において一定期間内に調整する。</p> <p>計量方法及び手数料は、合併時に尾西市の事業に合わせる。</p>
7、生ごみ減量化推進補助事業	<p>補助条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の指定店で購入すること ・補助申請等は、指定店が代行 <p>①生ごみ簡易堆肥化容器(コンポスト)</p> <p>補助金額 1基につき3,000円 1世帯当たり2基まで</p> <p>②生ごみ発酵用密閉容器(密閉バケツ)</p> <p>補助金額 1個につき1,000円 (15ℓ未満は2個) 1世帯当たり2個まで</p> <p>③電動生ごみ処理機</p> <p>補助金額 購入金額の1/2 限度額25,000円 1世帯当たり1基まで</p>	<p>補助条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の指定店で購入すること ・市内に住所を有する個人 <p>①生ごみ簡易堆肥化容器(コンポスト)</p> <p>補助金額 1基につき3,000円 1世帯当たり2基まで 容器の容量は100ℓ以上200ℓ以下 買い換える場合は3年以上経過した場合に限り補助対象とする</p> <p>③電動生ごみ処理機</p> <p>補助金額 購入金額の1/2 限度額30,000円 1世帯当たり1基まで 買い換える場合は5年以上経過した場合に限り補助対象</p>	<p>補助条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の指定店で購入すること ・補助申請等は、指定店が代行 <p>①生ごみ簡易堆肥化容器(コンポスト)</p> <p>補助金額 購入金額の1/2 1基につき4,000円まで 1世帯当たり2基まで</p> <p>③電動生ごみ処理機</p> <p>補助金額 購入金額の1/2 限度額30,000円 1世帯当たり1基まで</p>	<p>原則として一宮市に合わせるものとする。ただし、電動生ごみ処理機の限度額は尾西市・木曾川町に合わせるものとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
8、資源回収品助成金、資源回収推進協議会	資源回収品に対する市からの助成金 紙類…2円 布類…2円 ガラスビン類…8円 鉄類（スチール缶ほか）…6円 鉄類（アルミ缶）…2円 （単価はkgあたり） 資源回収推進協議会（各連区ごとに設置）への交付金 均等割…40,000円 世帯割…8円（1世帯あたり） 傷害保険料…12,000円	交付対象…登録を受けた地域団体 市内の町内会、自治会、婦人会、老人会、PTA等で営利を目的としない各種団体 回収品目…新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック、布類、アルミ缶、スチール缶 （単価はkgあたり5円）	資源回収品に対する町からの助成金 紙類…4円 布類…4円 ガラスビン類…4円 鉄類（スチール缶ほか）…4円 鉄類（アルミ缶）…4円 ペットボトル…4円 （単価はkgあたり）	新市において、一定の猶予期間を置き調整する。（予定3年後）
9、ごみ処理施設の設置	一宮市環境センター	尾西市清掃事業所	一宮市に委託	現行のとおりとする。
10、し尿汲み取り料金	収集…従量制 438円/36ℓ （うち181円は市が助成） ※1回の作業量が36ℓ未満の場合は36ℓとする。 支払い…業者から市民への直接請求	収集…従量制 160円/18ℓ ※1回の作業量が18ℓ未満の場合は18ℓとする。 支払い…業者から市民への直接請求	収集…従量制 9.45円/1ℓ （うち2.625円は町が助成） 支払い…業者から町民への直接請求	新市において、一定期間内に調整する。 （予定3年後）
11、浄化槽清掃料金	合併浄化槽 収集…従量制 12,285円/㎡ 単独浄化槽 全バッキ方式 5人槽 11,550円 7人槽 12,075円 10人槽 13,125円 腐敗タンク方式 5人槽 17,955円 7人槽 20,265円 10人槽 23,730円 分離バッキ方式 5人槽 16,170円 7人槽 20,055円 10人槽 26,040円 分離接触バッキ方式 5人槽 13,860円 7人槽 16,905円 10人槽 21,420円 支払い…業者から市民への直接請求	合併浄化槽 5人槽 26,370円 7人槽 43,540円 11人槽以上 16,740円/㎡ 単独浄化槽 全バッキ方式 5人槽 13,090円 7人槽 15,550円 10人槽 18,020円 腐敗タンク方式 5人槽 17,090円 7人槽 19,590円 10人槽 23,300円 分離バッキ方式 5人槽 20,150円 7人槽 24,240円 10人槽 29,930円 分離接触バッキ方式 5人槽 17,430円 7人槽 22,610円 10人槽 27,800円 支払い…業者から市民への直接請求	合併浄化槽 収集…従量制 10,450円/㎡ 単独浄化槽 全バッキ方式 5人槽 10,450円 7人槽 10,450円 10人槽 11,495円 腐敗タンク方式 5人槽 17,765円 7人槽 19,855円 10人槽 22,990円 分離バッキ方式 5人槽 15,675円 7人槽 18,810円 10人槽 25,080円 分離接触バッキ方式 5人槽 13,585円 7人槽 16,720円 10人槽 20,900円 支払い…業者から町民への直接請求	料金設定は、各自治体毎の業者間協議により統一価格として決定されていることにより、各市町の許可業者と協議、統一料金を設定する。（予定3年後）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
12、合併処理浄化槽 設置補助金	対象 ・50人以下の合併処理浄化槽を対象 ・専用住宅、共同住宅、併用住宅を対象 ・公共下水道認可区域以外を対象 5人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円 11～20人槽 981,000円 21～30人槽 1,668,000円 31～50人槽 2,238,000円 参考 平成15年度 補助金 5人槽 265,000円 6～7人槽 308,000円 8～10人槽 389,000円 11～20人槽 735,000円 21～30人槽 1,251,000円 31～50人槽 1,678,000円	対象 ・50人以下の合併処理浄化槽を対象 ・専用住宅、共同住宅、併用住宅を対象 ・公共下水道認可区域以外を対象 5人槽 236,000円 6～7人槽 274,000円 8～10人槽 346,000円 11～20人槽 654,000円 21～30人槽 1,112,000円 31～50人槽 1,492,000円	対象 ・10人以下の合併処理浄化槽を対象 ・専用住宅のみを対象 ・公共下水道認可区域以外及び、概ね10年以内に公共下水道整備ができる地域を除く地域を対象 5人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円	合併時に尾西市の制度に合わせる。
13、斎場管理事業	1、施設 火葬炉 8基 汚物焼却炉 1基 2、火葬料金（大人） 市民 1,000円 木曾川町民 8,000円 市外 20,000円 汚物・動物 市民 600円 木曾川町民 1,000円 市外 2,500円	1、施設 火葬炉 4基 大型炉 1基 汚物焼却炉 1基 2、火葬料金 市民 無料 市外 40,000円（12歳以上） 市外 20,000円（12歳以下） 死胎 5,000円 汚物・動物 市民のみ 950円		火葬料金は一宮市に合わせる。ただし市外料金（汚物・動物は除く）は尾西市に合わせるものとする。
14、霊柩車運行事業	1、車輛 マイクロバス19人乗 （業者所有） 2、利用料金 2,500円	1、車輛 マイクロバス9人乗 （業者所有） 2、利用料金 2,500円（生活保護は免除）	1、車輛 マイクロバス19人乗 （町所有：H8購入） 2、利用料金 2,100円 （町外5割増の3,150円）	経費面を考え、木曾川町の霊柩車を使用していく。使用料については尾西市に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 環境分科会

協議項目	環境対策事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。
	廿日市市	H15.3.1	(1) 3市町のごみ処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。ただし、佐伯町におけるごみ処理手数料等については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する方向で調整を行う。 (2) 3市町のし尿処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。
	静岡市	H15.4.1	市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において再編する。 (1) ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、収集方法等を新市において再編する。 (2) し尿処理事業については、収集体制は当面現行のとおりとする。なお、収集料金については、合併後速やかに、統一に向け調整するものとする。
	山口市	H15.4.1	(1) 可燃ごみの収集については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、新市においては各自自治会との協議等により調整を図るものとする。 (2) 不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集については、現行のとおりとする。
	新居浜市	H15.4.1	(1) ごみ処理及びごみ収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村のごみ収集の集積場所については、合併時まで調整するものとする。 (2) し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 (3) 別子山村の火葬場については、現行どおりとし、新居浜市に引き継ぐものとする。 (4)・(5) 略
	田原市	H15.8.20	ごみ収集運搬業務事業については、事業の一元化に向け調整するものとする。 (1) ごみ分別・収集については、田原町の制度に統一する。ただし、合併年度は、現行のとおりとする。 (2) ごみ処理に関する諸制度については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。 (3) ごみ処理施設については、当面現行のとおりとし、新施設の建設に合わせ調整を行うものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 環境分科会

協議項目	環境対策事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<p>(抜粋)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。</p> <p>2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。</p> <p>1 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p>第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み 2、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 3、分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 4、一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 5、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 6、その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項 <p>3 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。</p> <p>4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。</p> <p>5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(市町村の処理等)</p> <p>第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第7条第3項、第7条の3、第8条の2第6項、第9条第2項、第9条の2第2項、第9条の3第11項、第13条の11第1項、第15条の12、第15条の15第1項、第16条の2第2号、第23条の3第2項及び第24条を除き、以下同じ。）しなければならない。</p>

2市1町ごみ分別収集一覧

大分類	中分類	一宮市			尾西市			木曾川町					
		小分類	収集方法	排出機会	小分類	収集方法	排出機会	小分類	収集方法	排出機会			
可燃	可燃	可燃	直営	ステーション	週2回	可燃	委託	ステーション	週2回	可燃	委託	ステーション	週2回
			7～9月の祝祭日は収集	7～9月の祝祭日は収集			年末年始を除く祝祭日は収集	7～9月の祝祭日は収集					
不燃	不燃	不燃	委託	ステーション	週1回	不燃	直営	ステーション	月2回	埋立	委託	ステーション	月2回
				金属類 金属類以外									
粗大	粗大	粗大	委託	有料(800円) 戸別		粗大	直営	有料(1,050円) 戸別		粗大	委託	有料(800円) 戸別	
資源	紙類	新聞、チラシ 雑誌、書籍類 牛乳パック ダンボール その他	委託	拠点回収	月1回	新聞、チラシ 雑誌、雑紙 牛乳パック ダンボール	委託	ステーション	月2回	新聞、チラシ 雑誌、書籍類 牛乳パック ダンボール 厚紙	委託	拠点回収	月1回
	布類	布類	委託	拠点回収	月1回	古衣服類	委託	ステーション	月2回	布類	委託	拠点回収	月1回
	鉄類	スチール缶、鉄屑 アルミ缶	委託	拠点回収	月1回	空き缶類	直営	ステーション	月2回	アルミ缶類 スチール缶類 飲料缶以外の缶 鍋、やかん等 スチールハンガー、 傘の骨組み	委託	拠点回収	月1回
	ガラスビン類	無色透明 黒色 茶色 その他	委託	拠点回収	月1回	空きビン類	委託	ステーション	月2回	無色透明 茶色 その他	委託	拠点回収	月1回
	ペットボトル	ペットボトル	委託	拠点回収 (公共施設、スーパー)	随時	ペットボトル	直営	ステーション	月2回	ペットボトル	委託	拠点回収	月1回
	白色トレイ	白色トレイ	委託	拠点回収 (公共施設、スーパー)	随時					発砲スチロール製トレイ 白色トレイ 色付トレイ 発砲スチロール類	委託	拠点回収 (保育園等)	週1回
										プラスチック製容器包装	委託	ステーション	月2回
有害ごみ	有害ごみ	乾電池 蛍光灯 その他	委託	拠点回収	月1回	乾電池 体温計	直営	ステーション	年6回	乾電池 蛍光灯 使い捨てライター	委託	拠点回収	月1回

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 農林水産分科会

協議項目	農林水産関係事業			
調整方針(案)	農林水産関係事業については、同一または類似する事業を統合または再編するものとする。 (1) 農業振興地域整備事業については、各市町のこれまでの方針を考慮し、新市において速やかに新たな計画を策定する。 (2) 農漁業近代化資金利子補給事業については、一宮市の制度を適用するものとする。 (3) 生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1、農家戸数等	農家戸数…4,068戸 農家人口…18,683人 経営耕地面積…1,701ha	農家戸数…1,238戸 農家人口…5,433人 経営耕地面積…506ha	農家戸数…304戸 農家人口…1,305人 経営耕地面積…118ha	/
2、農業振興地域整備事業	農業振興地域制度は、農業振興地域の整備に関する法律によって、県知事が農業振興地域整備基本方針を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町が農業振興地域整備計画を策定して、今後とも長期にわたって農業を振興する地域を明らかにし、農業と農業以外への土地利用の調整を図るとともに、優良農地の確保と農業の健全な発展を図ることを目的としている。 農業振興地域整備計画 昭和50年3月4日 農業振興地域 5,648ha 農用地区域 1,486ha	農業振興地域制度は一宮市に同じ。 農業振興地域整備計画 昭和49年12月27日 農業振興地域 1,478ha 農用地区域 618ha	農業振興制度地域は一宮市に同じ。 農業振興地域整備計画 昭和50年3月4日 農業振興地域 323ha 農用地区域 140ha	新市において一定期間内に調整する。基礎調査を含む整備計画の見直し後、新市において新たに策定する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
3、農漁業近代化資金利子補給事業	<p>目的：農漁業者等に対し農協等民間融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国・県・市町が利子補給措置を講じ、もって農業経営の近代化に資することを目的とする。 対象者：農漁業を営む個人・法人、農協等 貸付対象経費：農漁業用施設、機械器具、家畜の購入等 貸付に係る基本原則：農業の近代化又は規模拡大を伴うもの</p> <p>平成15年度新規貸付分から貸付利率は実質金利が1.0%以上の場合は1.0%、1.0%未満の場合はその貸付利率または実質金利によって利子補給 平成14年度新規対象者はなし</p> <p>平成14年度利子補給額 65件 4,838,870円</p>	<p>目的、対象者、貸付対象経費、貸付に係る基本原則は一宮市に同じ</p> <p>規則上の利子補給率は1.0%以内</p> <p>平成14年度新規対象者はなし</p> <p>平成14年度利子補給額 13件 453,578円</p>	<p>目的、対象者、貸付対象経費、貸付に係る基本原則は一宮市に同じ</p> <p>条例上の利子補給率は1.5%以内</p> <p>平成14年度新規対象者はなし</p> <p>平成14年度利子補給額 5件 209,875円</p>	<p>一宮市の制度に合わせる。 尾西市、木曾川町の既存の利子補給を引き継ぐため、条例、要綱等を整備する。</p>
4、生産調整推進対策事業	<p>平成14年度 水田面積 1,396.7ha 目標面積 482.9ha 実施面積 393.8ha 達成率 81.5%</p> <p>一宮市地域農政推進協議会 年2回</p>	<p>平成14年度 水田面積 449.1ha 目標面積 160.4ha 実施面積 107.0ha 達成率 66.7%</p> <p>水田農業推進協議会 年1回</p>	<p>平成14年度 水田面積 171.2ha 目標面積 53.0ha 実施面積 40.6ha 達成率 76.6%</p> <p>水田農業経営確立対策事業推進協議会 年1回</p>	<p>生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 農林水産分科会

協議項目	農林水産関係事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	農業振興事業については、同一又は類似する事業を統合又は再編するものとする。 基盤整備事業及び農業団体の育成事業については継続するものとする。
	廿日市市	H15.3.1	(1) 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに作成する計画に基づき調整する。 (2) 水田農業経営確立対策事業の実施のための水田農業推進協議会については、合併時に統合する。ただし、生産調整の割当については、各市町村の現行比率をもって配分する。 (3) 市町村有林の管理等の取扱いについては、それぞれの市町村の例により、現行のとおりとする。 (4) 農林水産関係事業については、地域特性を生かし、産業の振興及び農林地の公益的機能の維持・発揮のため、引き続き、現行のとおり実施するように努める。
	新居浜市	H15.4.1	(1) 別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとする。 (2) 土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。
	新発田市	H15.7.7	ア、水田農業経営確立対策事業については、現在の水田農業経営確立対策期間中は、現行どおりとする。 イ、豊浦町の農業生産組織育成事業は、当分の間、現行どおりとする。ただし、合併後、3年以内に新市において制度を見直す。 ウ、豊浦町の高性能防除器具等設置補助制度は、廃止する。 エ、河川カメムシ防除事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、新潟県委託を除いた防除事業については、合併後、新市で調整する。 オ、豊浦町の野ソ駆除事業は、廃止する。 カ、豊浦町の土地利用調整推進事業は、廃止する。
	田原市	H15.8.20	(1) 農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 (2) その他農林水産に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 農林水産分科会

協議項目	農林水産関係事業
<p>農業振興地域の整備に関する法律</p>	<p>(抜粋) (農業振興地域の指定)</p> <p>第6条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。</p> <p>2 農業振興地域の指定は、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてをそなえるものについて、するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。 2. その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。 3. 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。 <p>3 農業振興地域の指定は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議がととのったものについては、してはならない。</p> <p>4 都道府県知事は、農業振興地域を指定しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。</p> <p>5 農業振興地域の指定は、農林水産省令で定めるところにより、公告してしなければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、農業振興地域を指定したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>(市町村の定める農業振興地域整備計画)</p> <p>第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。</p> <p>2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分 2. 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 2の2. 農用地等の保全に関する事項 3. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整(農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。)に関する事項 4. 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 4の2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 5. 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの 6. 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 <p>3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項第2号から第6号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。</p> <p>4 市町村は、第1項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、当該農業振興地域整備計画のうち第2項第1号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。)については、都道府県知事の同意を得なければならない。</p>